

令和5年度

Cコース

ごみ出しカレンダー

●ごみは、収集当日の朝8時までに出してください。

●祝祭日及び年末年始の場合も下記カレンダー通り収集します。

●事業で出たごみはごみステーションには出せません。(飲食店・旅館・民宿・ペンションなど)

クリーンステーション那須へ直接持ち込む場合

<那須町大字富岡736-1 ☎0287-74-0420>

搬入受付時間：午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分(平日)

午前9時～12時(第2・第4日曜日)

※ただし、第2・第4日曜日は粗大ゴミは搬入できません。

施設休業日：上記以外の土日・祝祭日及び12月29日～1月3日

地区名	●旭町※	●五十里	●石住（自然村を除く）	●追田原	●大島2
	●川向町※	●木戸	●黒木		
	●新夕狩	●東観	●戸能		
	●長南寺	●那須高原※	●七曲	●成沢	
	●中原	●東町※	●一ツ樫	●藤塩	
	●旗針	●守子（守子の郷を除く）		●北条	
	●水原	●矢ノ目1	●矢ノ目2	●湯本仲町※	●湯本本町※
	●弥次郎		●夕狩		
	●ロイヤルバレー				

※印の地区は8月のみ朝7時までにごみを出してください。

生ごみ処理機器の購入に対し、購入金額の一部を助成しています。

【助成制度の条件】

●那須町に住所を有し、居住していること。

●那須町内の販売登録店で購入すること。

●申請者が町税を滞納していないこと。

詳しくは環境課環境衛生係（0287-72-6916）にお問い合わせください。

生ごみを燃えるごみとして出す場合は、水分をよく切ってください。

ごみの分け方・出し方

●指定ごみ袋に入れて、袋の口がしばれないものは、粗大ごみ(有料)になります。

資源物

新聞紙(折り込みチラシ含む)

○薄い小冊子は「雑誌・その他の紙」として出す。

ダンボール

○切り口が波状のものに限る。

○粘着テープ、留め金などはできるだけ取り除く。

紙パック

○内側が白いもの(アルミコーティングされていないもの)に限る。

それ以外は「燃えるごみ」として出す。

○水洗いして切り開き、乾かす。

雑誌・その他の紙

○ティッシュ箱などの紙箱類はつぶして出す。

○紙以外の部分は取り外す。

○小さな紙類(はがき・封筒など)は飛散しないよう紙袋などに入れひもでしばる。

缶(飲料用、食料用に限る)

○キャップとフタは「燃えないごみ」。

○リサイクルさせるためつぶさない。

びん(飲料用、食料用に限る)

○王冠やキャップ、割れたものは「燃えないごみ」。

○一升びんやビールびんはできるだけ販売店に引き取ってもらう。

ペットボトル

○リサイクルマークがついているものに限る。

○ラベル、キャップは「容器包装プラスチック」へ。

○油のボトルは「燃えるごみ」へ。

○リサイクルさせるためつぶさない。

白色トレイ

○食用(鮮魚、精肉、惣菜、青果など)の発泡スチロール製の皿で「白色」のもの。

○白色以外の食品トレイは「容器包装プラスチック」へ。

燃えるごみ

生ごみ・衣類・紙くずなど

○生ごみは水分をよく切ってから出す。

○衣類や靴、カバンなどは金具を外してから出す。

○串などの先のとがったものは怪我の原因となるため、「折る」または「包んで」出す。

燃えないごみ

ガラス類、陶磁器類、金属類

○スプレー缶やコンロ用ガスボンベは中身を使い切ってから出す。

○割れたガラス、刃物などは紙に包んで「キケン」と表示する。

有害ごみ

○割れた蛍光灯は紙に包んで「キケン」と表示。(交換した蛍光灯の箱に入れても良い)

○マンガン、アルカリ乾電池以外の電池は販売店または回収協力店へ。

容器包装プラスチック(廃プラ)

○回収対象はマークが付いているお菓子の外装袋やお弁当やお惣菜などの容器、ペットボトルのキャップ及びラベル、豆腐・卵のパック、色付きの食品トレイなど。

○汚れや付着物がある場合は水洗いをして出す。

○汚れた落ちないものは「燃えるごみ」として出す。

○細かく切り刻まない。

○製品としてのプラスチックは容器包装プラスチックとして回収不可のため、「燃えるごみ」として出す。(例 プラスチック製のスプーン、ストロー、クリアファイル、ハンガー、バケツなど)

家庭用使用済小型家電

■対象となるもの

電気や電池で動くもので回収ボックスの投入口(60cm×30cm)に入るもの。

■回収ボックス設置場所

役場本庁舎、各支所、文化センター、ゆめプラザ・那須、友愛の森、クリーンステーション那須

■対象品目の例

携帯電話・デジタルカメラ・DVDプレイヤー・USBメモリ・電卓・ヘアドライヤー・時計・ゲーム機・小型家電の付属品など

！使用済小型家電とはならないもの

○テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機

→家電リサイクル法対象品となるため郵便局でリサイクル券の購入が必要

○粗大ごみとなるもの

・大型家電製品(マッサージチェア・ランニングマシンなど)

・木製品(スピーカー・こたつ・オルガンなど)

○フロン類使用機器(除湿器など)

→販売店へ相談

資源	… 資源物	可燃	… 燃えるごみ	不燃	… 燃えないごみ	プラ	… 容器包装プラスチック(廃プラ)
4月		5月		6月		7月	
8月		9月		10月		11月	
12月		1月		2月		3月	